

ドクターのための フル活用 相続税の非課税・控除



ファイナンシャルプランナー有資格者 佐藤 喜博

税の負担が年々増えています。ですが、基本的な、非課税や控除をキチンとおさえることで税負担を和らげることができます。今回はそのような税負担を減らす知識をご紹介します。

◎ この記事はこのような方におすすめです

- ✓ 税負担を少しでも軽くしたい方
- ✓ 生命保険の非課税枠はすでにいっぱいという方
- ✓ 億超えの資産をお持ちの方
- ✓ 法人を所有されている方

ご存じですか? 数千万円も納税額が変わる非課税と控除

非課税と控除については、下記表「法定相続人と非課税控除の関係」に示しますように法定相続人が増えると合計額が無視できない金額になってきます。

法定相続人と非課税控除の関係		(単位:円)			
法定相続人	1人	2人	3人	4人	
①生命保険非課税枠	500万	1,000万	1,500万	2,000万	
②死亡退職金非課税枠	500万	1,000万	1,500万	2,000万	
③基礎控除	3,600万	4,200万	4,800万	5,400万	
非課税と控除の合計	4,600万	6,200万	7,800万	9,400万	

● 事例：非課税と控除枠を活用有無での「相続税」の比較

法定相続人：子供4人 相続財産：現預金のみ3億円の場合

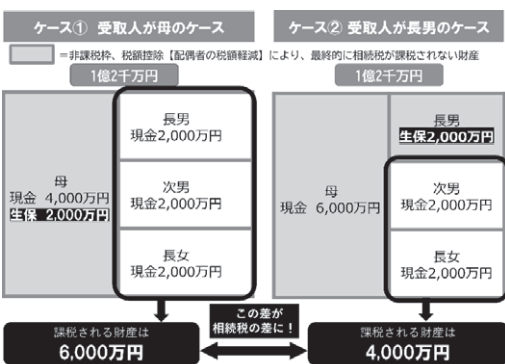
・基礎控除 5,400万円 → 相続税総額 4,580万円
 ・非課税控除枠最大活用：9,400万円 → 相続税総額 3,380万円 } **差額1,200万円**

3億円-5,400万円=24,600万円 24,600万円×1/4=6,150万円 6,150万円×30%-700万円=1,145万円 1,145万円×4人=4,580万円→①
 3億円-9,400万円=20,600万円 20,600万円×1/4=5,150万円 5,150万円×30%-700万円=845万円 845万円×4人=3,380万円→②
 ①と②の差額1,200万円

法人をお持ちの方は個人の「生命保険非課税枠」と「死亡退職金+非課税枠」がダブルで利用可能です。

積み重なると大きな非課税・控除となりますのであらためて法人の死亡退職金規定等ご確認ください。

加入しているだけではダメ。生命保険の非課税枠は受取人が重要。



上記の「生命保険非課税枠」ですが、一つ注意しなければならないのが「受取人」です。

これについてご説明します。

<事例>

- ・法定相続人：母、長男、次男、長女
 - ・相続財産：1億2千万円
 - 内訳：現金1億円、生命保険金2千万円
 - ・ケース① [受取人が母のケース]
 - ・ケース② [受取人が長男のケース]
- 本事例は各法定相続人が受け取る「金額」はケース①も②も同じなのですが、

誰が生命保険金を受け取るかで相続税に差が出ます。

ケース①も②も配偶者の税額軽減[※]により母は税額控除されています。つまり生命保険金を母が受け取った場合、「配偶者の税額軽減」というそもそも税額控除される枠に生命保険の非課税枠が重なっています。よって、ケース②の生命保険金を長男が受け取った場合と相続税課税財産に差が生じ、結果、相続税の差となります。

※配偶者の税額軽減とは：税額の計算上決められた条件まで配偶者の相続税額が減額される制度。

見逃していませんか。法人と相続の意外な関係

同じように気をつけなければいけないのは法人をお持ちの方で死亡退職金の受取人が規定上、「配偶者」となっているケースも同様に非課税枠が活かされないことになります。

規定の確認の方法等ご心配な方は下記へお問い合わせください。

今回は、「課税される財産」を計算上削減する「控除と非課税」について見てきました。次回は、「課税される財産」をあらかじめ削減する「贈与」について見ていきましょう。

※当資料は、2023年4月現在の税制・税率に基づき作成しております。また、税制・税率は将来変更されることがあります。なお、個別の取扱いにつきましては、お客さまご自身にて所轄の税務署または税理士にご確認ください。

最後までご一読いただいた会員様へ無料特典です。資料をお届けに伺い解説いたします。

【特典】相続税シミュレーションと最適贈与額を見える化するツールをご案内します。

税制改正にて関心が高まっている贈与についてのものもややスッキリと見える化します。多くの方が見落としている希少性が高く価値ある内容です。セカンドオピニオンとしてもお問い合わせください。

※ QRコードからメールが起動しない場合は下記メールアドレスに件名：特典申込、本文：お名前、携帯電話を追記し送信ください。

ファイナンシャルプランナー/ソニー生命 コンサルティング ライフプランナー 佐藤 喜博
 携帯/SMS：090-4951-9575 TEL028-650-4422
 Mail：yoshihiro6m3p_satou@sonylife.co.jp

ソニー生命保険株式会社 宇都宮支社 〒321-0964 栃木県宇都宮市駅前通り1-3-1KDX 宇都宮ビル9F
 ※ QRコードは株式会社デンソーウェブの登録商標です。 SL2604-3050-5911

下記 QRコードより特典お申込下さい
 メールが起動します
 『お名前』、『連絡先』を追記し送信下さい

